

サステナビリティ調達ガイドライン

制定年月日	2024年10月28日
改訂年月日	
版数	1 版

作成	確認	承認
平田	内田	横山

サステナビリティ調達ガイドライン

スコープは「人を幸せにする、世の中を豊かにする、未来の文化をつくる、総合企画会社」を目指しています。

これを支えるのはスコープの発想力と実現力です。

この発想力と実現力を最大限発揮し、社会課題の解決に取り組むためにはサプライチェーン全体でのサステナビリティ調達が不可欠です。

スコープでは、「国連グローバル・コンパクト」10原則、国際規格 ISO26000 における社会的責任の原則、中核主題や GRI スタンダードおよび当社のサステナビリティ方針にもとづき、サステナビリティ調達に取り組んでいます。

そのため、スコープではスコープの経営戦略、事業領域に沿って潜在リスクと顕在化しているリスクの分析を行い、以下の 8 分野を選定してサステナビリティ調達ガイドラインを策定しました。



【コーポレートガバナンス】

<法令遵守>

事業を行う中で適用される各国・地域の法令や関連する国際ルールを遵守し、法令遵守の方針の策定、体制の構築、教育の実施、内部通報窓口の設置等、体制の整備を行ってください。

<内部統制>

企業としての業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全を担保、これらのための管理体制の整備を行ってください。

<内部通報制度の整備>

社内外から組織的または個人的な不正行為に関する通報およびそれに関する相談を適切に処理するための窓口や仕組みを導入し、人権侵害・不正行為の未然防止、早期発見および是正を図り、人権保護・コンプライアンスの徹底に努めてください。

<災害対策>

大規模自然災害の発生時に、人的被害および事業資産の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続または早期復旧を可能とするための事業継続計画を策定し、定期的な計画の見直しや訓練の実施を行ってください。

【人権・労働】

<人権の尊重・差別の禁止>

企業活動に関わるすべての人々の人権を尊重・保護し、差別を撤廃するための方針の表明、周知、教育を行ってください。

1. 法令および国際的な人権に関する宣言、国際条約等を遵守、尊重し、人権の尊重と保護に取り組んでください。

※国際的な人権に関する宣言

「国際人権章典」「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関(ILO)宣言」等

2. 採用や就業上において、性別、年齢、国籍、人種、宗教、民族、障がいなどの差別を行わないでください。

3. 直接、間接を問わず人権侵害に加担しないでください。

4. 人権尊重・保護の方針の策定、体制の構築、教育の実施、内部通報制度などを整備してください。

5. 人権侵害が確認された場合は、救済対応を実施してください。

6. 労働組合の組織、加入および求職や昇進、解雇または転勤の決定などの活動に関し、差別を禁止する方針と手順を導入してください。

<労働法令の遵守・児童労働の禁止>

労働法令を遵守し、適切な労務管理のもと法令に違反する時間外労働、賃金の不払い、労働の強制を行わないでください。

<非人道的な扱いの禁止>

いかなる理由においても虐待、体罰、ハラスメントなどの非人道的な扱いをしないでください。

<労働環境・安全衛生>

従業員の健康・安全を害する労働環境、労働条件を改善し、健康で安全に働き続けることができる職場環境の整備に取り組んでください。

1. 使用者、労働組合および労働者の代表は、三者にとって満足のいく合意に達するため、自由に問題点を協議し、健全な労使関係を構築してください。

2. 職場の建造物・設備と従業員に提供される住居は、従業員の安全を確保するに十分な基準を満たすものとし、現地の建築基準規制に関する法令による認可を受けており、適切に点検され検査に合格しているようにしてください。

3. 職場と従業員に提供される住居に現地法令の基準を満たす非常口および避難通路・標識を設置し、定期的点検と避難訓練を行ってください。

4. 従業員に、作業を安全に行うために必要な防護具、作業方法の説明、およびトレーニングなどを提供してください。

5. 化学薬品の取扱い・保管を適切に行い、事故の予防と事故発生時の被害拡大防止に努めてください。

6. 福利厚生に関する法規制を遵守し、従業員が安心して働く待遇の整備に努めてください。

<ワーク・ライフ・シナジーの実現>

従業員が心身ともに健康で「ワーク(仕事)」と「ライフ(生活)」の双方を充実させて、一人ひとりが最大限の力を発揮できる「ワーク・ライフ・シナジー」の実現に向けた環境づくりを推進してください。

【環 境】

<地球環境保全>

原材料の調達、製造、供給などあらゆる場面で地球環境に配慮した事業を行い、持続可能な社会の実現に貢献してください。

1. 各国・地域の環境に関する規制および国際条約を遵守してください。
2. 国際条約または法規制で禁止されている化学物質およびスコープより使用を禁止されている化学物質は使用しないでください。
3. 廃棄物・排気・排水は適正に管理し、環境汚染を予防し、3R を推進してください。
4. 事業が環境に与える影響の適正な把握に努め、持続可能な資源の有効活用と環境負荷軽減に努めてください。
5. 生物多様性および自然生息地の回復の重要性を認識し、保全に努めてください。
6. スコープグループの目標達成に協力してください。
 - ・温室効果ガス(主に CO₂)排出量の削減
 - ・省資源・省エネルギー
 - ・環境配慮型素材(バイオマス・生分解性・リサイクル素材・紙、等)の調達
7. 環境に優しい技術の開発と普及に努め、積極的に導入し、社員の環境意識の醸成と向上に努めてください。
8. 気候変動の緩和および気候変動への適応に努めてください。

【公正な企業活動】

<腐敗防止と公正な取引>

公正、透明、自由な競争並びに適切な取引を行い、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ってください。

1. 強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗取引に関与しないでください。
2. 事業を行う中で、不正、違法、または背任にあたるような行為を引き出すような贈与、融資、謝礼、報酬その他利益を直接的または間接的に供与または受領しないでください。
3. 腐敗防止対策の方針と教育体制を整備してください。
4. 自由で公正な競争を尊重し、独占禁止法などの法令や社内ルールを守ってください。
5. 取引にあたっては健全な商慣習に従い、適切な条件のもと取引を行い、私的な利益は受けないでください。
6. 政治献金や国内公務員・外国公務員およびこれらに準ずる者に対する贈り物・接待・金銭的利益は各国の法令に従って実施し、政治・行政とは正常な関係を保ってください。

<知的財産の保護>

1. 自社が保有または自社に帰属する知的財産権などが第三者に侵害されないよう保護し、注意を払ってください。
2. 第三者の著作権や、特許権・実用新案権・意匠権・商標権などの知的財産権を尊重し、権利侵害を行わないでください。

【品質・安全性】

<品質管理・安全性>

日本で定められている品質基準・表示基準をいずれも遵守し、最終消費者の安全への配慮と適切な情報提供に努めてください。

1. 商品・サービスの開発・提供に対して高い倫理観を持ち、法令・社会規範を遵守してください。
2. 商品・サービスの原材料調達、製造・制作、運搬、提供、廃棄の過程において、人権の尊重・保護・救済、雇用・職場環境への配慮、地球環境保全などに責任を果たしてください。
3. 広告業務の過程において差別的な表現をしないでください。
4. 商品・サービスの利用上の安全性を報告し、事故や法令・規制違反が発生した場合の情報開示、関係各所への報告、製品回収、供給先への安全対策等の体制を整備してください。
5. 品質、納品スケジュール、コストすべてにおいて、適切な業務管理を行ってください。
6. 子ども向けまたは子どもが接触する可能性のある商品・サービスが安全であり、子どもに精神的、道徳的、身体的な害をもたらすことのないことを確保してください。

【情報セキュリティ】

<機密漏洩防止・情報管理>

情報資産の「機密性」「完全性」「可用性」を保ち、故意、または過失による情報漏洩、盗難、改ざんおよび破壊等の脅威から保護してください。

1. 情報セキュリティを維持管理するための組織体制を確立し、役割と責任を定めてください。
2. すべての情報資産の利用は業務目的の達成のためだけに限定し、目的外利用や同意のない第三者提供、公開をしないでください。
3. 情報セキュリティ関連規程を制定・維持し、全従業員に対し教育・訓練を定期的に行ってください。
4. 外部からのサイバー攻撃や不正アクセス等から情報資産を保護するため、コンピューターネットワークやサーバー、情報端末に対して適切な防御策を講じてください。
5. 情報セキュリティ事件・事故の発生に備え、効果的な対策を迅速に行うための体制と手順を確立してください。
6. 災害や事故等の発生に備え、事業継続計画を策定し、情報セキュリティの確保に努めてください。
7. 情報セキュリティに関する法令、規制および契約上の義務を遵守してください。
8. 自主点検および内部監査を定期的に実施し、情報セキュリティが適切に維持、管理されていることを確認し、管理策が妥当かつ有効であることを検証し是正してください。
9. 従業員のソーシャルメディア利用による情報漏洩、権利侵害、知的財産権の侵害、違法行為等を防止するためソーシャルメディア利用に関するガイドライン等を定め、教育に努めてください。

<個人情報管理>

個人情報の保護は事業の重要課題および社会的責任であり、全役職員が取り組む義務と位置づけて適正に業務を行わせてください。

1. 特定された利用目的以外に個人情報を利用せず、当該利用目的の範囲を超えて利用する場合は予め本人の同意を得てください。
2. 同意のない個人情報の第三者提供を行わないでください。
3. 個人情報を保護するための方針、組織体制を確立し、役割と責任を定めてください。
4. 法令等を遵守した適切な個人情報の取得、管理、利用、提供および廃棄を行ってください。
5. 個人情報漏洩や紛失等の事故が発生した場合は、速やかに関係機関およびスコープ個人情報管理担当者に報告し、被害拡大防止策を行ってください。

【サプライチェーン】

<調達への配慮>

原材料の調達においては、深刻な人権侵害、環境汚染、汚職、紛争鉱物等に加担することを避けるため適切な調査を行ってください。

また、そのような可能性のある調達先や地域からの調達、取引は行わないでください。

※紛争鉱物

コンゴ民主共和国およびその周辺国等の現地武装勢力による非人道的行為に関わる紛争鉱物である金(AU)、タンタル(Ta)、タングステン(W)、錫(Sn)を指します。

<内部通報制度の整備>

社内外から組織的または個人的な不正行為に関する通報およびそれに関する相談を適切に処理するための窓口や仕組みを導入し、人権侵害・不正行為の未然防止、早期発見および是正を図り、人権保護・コンプライアンスの徹底に努めてください。

<サプライチェーンへの展開>

お取引先様の仕入先様に対しても、本指針の理解・浸透に努めるとともに、必要に応じて適宜、支援・是正対応を行ってください。

【地域社会】

<地域社会・国際社会との関係>

事業を行う国・地域の人権・環境・文化・宗教・習慣などを尊重し、持続可能な社会の実現に貢献してください。

1. 対話を通じて国際社会や地域社会のさまざまな社会的課題を把握し、協力・連携、事業などを通じてこれら課題の解決に貢献してください。
2. 地域住民の生存・健康を阻害する事業行為を行わないでください。
3. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力の共生者とは一切つながりを持たないでください。
4. 反社会的勢力との関係遮断のための措置を講じ、仕入先様等のお取引先様が反社会的勢力にあたらないことを確認し、各種契約書に反社会的勢力を排除する条項を定めてください。

<地域社会との共生・共創>

1. コミュニティおよび地域活動への参画に努めてください。
2. 地域社会が持つ魅力を大切にし、雇用創出および技能開発、技術の開発および技術へのアクセスなどに貢献できるよう努めてください。